

令和3年度4月 第1回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年4月28日(火) 午前10時00分 ~ 午前11時30分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農業委員会委員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	大堀 俊和	書記	深見 訓英
部長	河竹 雅義		片岡 篤志
			吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第4号 現況証明願について
日程第7	議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
日程第8	報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
	報告第2号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
	報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第5号 買受適格証明願について
	報告第6号 農地改良届について

議 長	<p>(あいさつ)</p> <p>本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人です。</p> <p>定足数に達していますので、令和3年度4月あま市農業委員会総会を開会します。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>1番 玉谷 尚登 委員及び、2番 近藤 善成 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2「会期の決定」を議題とします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(説 明)</p> <p>議案第1号1番につきまして説明いたします。</p> <p>議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は坂牧郷地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。</p> <p>2番につきまして説明いたします。</p> <p>参考資料は3～4ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島大切戸地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。</p>

3番につきまして説明いたします。

参考資料は5～6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島大切戸地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

4番につきまして説明いたします。

参考資料は7～10ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波地内の田で、所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

こちらにつきましては、4月27日に伊藤委員と近藤哲夫委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 議案第1号につきまして、伊藤幸夫委員と近藤哲夫委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して伊藤委員から現地の状況について、報告願います。

伊藤幸夫委員 議案1号につきまして、近藤委員と現場を確認しましたが、農地の耕について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第1号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第1号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第1号は承認されました。

議長 日程第4 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説 明)

議案第2号1番につきまして説明いたします。

議案の3ページをご覧ください、参考資料は11～13ページです。

申請者は、議案のとおりとなっております、申請地は中橋明円地内の田で資材置場への転用となっております。

申請者は、あま市内で建設業を営んでおり、不足する資材置場を確保するための転用となっております。

本申請はすでに現地が転用済みのため、申請人の始末書が添付されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、市役所300m以内の農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、4月23日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、4月27日には伊藤委員と近藤委員とで現地確認をさせていただいております。

議長 議案第2号につきまして、伊藤幸夫委員と近藤哲夫委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して伊藤委員から現地の状況について、報告願います。

伊藤幸夫委員 議案2号につきまして、近藤委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第2号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第2号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第2号は承認されました。

議長 日程第5 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第3号1番につきまして説明いたします。

議案は4ページ、参考資料は10～12ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花長上町田地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

申請者は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は17～19ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町下田下才当治地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

申請者は生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、事務所等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で10ha未満であることにより第2種農地に区分されます。

周辺の土地を利用することができないため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、4月23日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、4月27日には伊藤委員と近藤委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第3号につきまして、伊藤幸夫委員と近藤哲夫委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して伊藤委員から現地の状況について、報告願います。

伊藤幸夫委員

議案3号につきまして、近藤委員と現場を確認しましたが、転用につ

いて問題はありませんでした。

議長 只今、事務局及び伊藤委員から説明・報告がありました、議案第3号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第3号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第3号は承認されました。

議長 日程第6 議案第4号「現況証明願について」を議題とします。

事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第4号につきまして説明いたします。

議案第5ページをご覧ください、参考資料は20～22ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は中橋明円地内の田で、20年以上前から倉庫として使用しているため、証明が見込めます。

提出された書類には固定資産評価証明書があり、昭和55年より農地以外で使用していたことが確認出来ております。

なお、先程ご説明した4条許可と一体で利用している敷地となります。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第4号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第4号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第4号は承認されました。

議長 日程第7 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について」を議題とします。事務局から説明させます。

事務局 (説明)

議案第5号につきまして説明いたします。

議案の6～8ページをご覧ください。

農地所有者につきましては、20名、貸付地は55筆、借受者は1名となっております。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第5号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第5号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第5号は承認されました。

議長 日程第8 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、報告第2号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第5号「買受適格証明願について」、報告第6号「農地改良届について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議長 只今、事務局から報告がありました、報告第1号から報告第6号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

議長 異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦労様でした。

次回の農業委員会でございますが、5月28日（金）午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 玉谷 尚登

署 名 委 員 近藤 善成